

前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大

酒井重喜

要 約

前期スチュアート朝はその財政難克服のための財政封建制の一環として、フォレスト政策を「狩猟」から「収入」へ重心を移転させ、独特の二面的政策を実施した。イングランド西部・北部のより小さなフォレストは、狩猟と樹木の価値の低い「遠方のフォレスト」とされフォレスト法解除による森林地の流動化・売却が行われて、共同地は国王・領主・住民の3者間で分割された。フォレスト住民にとって、失った共同放牧権に比して配分された土地は補償として過小であった。大きな配分地を得た国王と領主は積極的に囲い込みと改良を進めた。フォレスト住民は、フォレスト法解除に反発し囲いの破壊などの行動に出た。一方、イングランド中部・南部のより大きなフォレストは「留保されたフォレスト」とされ、さらには中世的な境界が復活されてフォレストが拡大された。同時にエア裁判所が復活されてフォレスト法が厳正に適用され、富裕な地主に対してそれまでの既得権益を違法として科料を課した。西部・北部と中部・南部の二つの地域において、フォレストの縮小と拡大という二面的政策が行われ、それぞれが、共同権保有者と富裕な地主層から強い反発を受けた。二つの性格の異なる反発が連動して国王のフォレスト政策への批判を強めたことは、清教徒革命の重要な要因の一つになった。

I. 財政封建制のなかのフォレスト政策

フォレストは、国王が狩猟と材木 (vert and venison) のために一定の森林地に課した法的規制であった。そこから収入を得る政策は古くから行われており、とくにエリザベス期になって積極的に行われた。フォレスト指定地内の隠匿地 (concealments) や開拓地 (assarts) を検出し、科料 (fines) と地代 (rents) を徴収すること。木材の売却。コピス地 (coppices) の賃貸。¹⁾ フォレスト内の土地の永代借地としての授与 (fee farm grants)。これらフォレスト資

1) 燃料や用材のための木材の間接販売を意味していたコピス地の賃貸は、国王による自然木

産の賃貸と売却、および放置されたままの収入源の復活が、エリザベス期に実行された。これら収入獲得策は、ジェームズ1世によっても継承されより積極的に展開された。

エリザベスが実行しジェームズが継承した以上の政策は、森林地をフォレスト法に服させること自体に変更を加えるものではなかった。フォレスト指定を前提とし、その条件下で収入獲得をはかる諸策であった。これを「伝統的方策」とするなら、フォレスト法自体に変更を加えるものを「非伝統的方策」とし得る。ジェームズ1世治世初期までは「伝統的方策」に限られていたが、治世後期さらにチャールズ1世治世になると「非伝統的方策」が大規模に採られるようになった。

ジェームズ1世は治世当初10年間は、フォレストに対する「非伝統的方策」にむしろ強い抵抗をした。フォレストが持っていた狩猟地としての価値に拘ったのである。狩猟が第一で収入は二の次であった。収入獲得策は狩猟権を阻害しない限りでという枠がはめられた。収入獲得策はフォレスト指定を前提とする「伝統的方策」に限られ、フォレスト法解除とそれによるフォレストの抜本的な流動化を行う「非伝統的方策」には強い抵抗が示された。事実、ジェームズは、1609年の財務府長官シーザーのフォレスト法解除の提案を拒否している。²⁾

しかし、ジェームズ1世治世の次の10年間に舵は大きく切られることになった。1610年の「大契約 (Great Contract)」の失敗と1614年の「混乱議会 (Addled Parliament)」は、議会の協力を得て財政改善をする方途の困難さを国王に思い知らせた。この両事件が契機となって、森林からの収入獲得に強い圧力がかけられることになり、狩猟地的価値と収入的価値とが逆転されることになった。まさに国王私財の増大をはかる財政封建制の展開として、フォレスト政策の転換がなされたのである。この政策転換は、次のチャールズ1世治世とくにその無議会親政期に一層強化され、それは清教徒革命の原因にもなった。本稿は、モリソン S. Morrison の研究に依拠して、前期スチュアート期における、フォレスト政策の転換（「狩猟」から「収入」への首座移転）の経緯を整理し、財政封建制と清教徒革命の連関の一端を明らかにすることを目指している。³⁾

国王政府の経常費を支弁すべき国王私財の増収を図るために、後見権・徴発権の発動、船舶

standards の整理作業によるコピス地の拡大などの努力がなされたものの上首尾には進展しなかった。Sara Morrison, 'The Stuart Forests: from Venison to Wooden Walls,' Unpublished Ph.D. thesis, University of Western Ontario, (2004) p. 152.

2) P. Large, 'From swanimote to disafforestation: Feckenham Forest in the early seventeenth century,' in R. W. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640*, (1992) p. 390. 酒井重喜「17世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除 - 財政封建制の一齣 -」『海外事情研究』36巻2号, (2009) 3頁。

3) Morrison, op. cit., pp. 152-3.

税の賦課，騎士強制金の賦課，付加関税の賦課，強制公債の徴募そしてフォレスト政策の転換などを内容とする財政封建制の展開が，とりわけチャールズ1世親政期になされ，それは清教徒革命の直接的原因となった。⁴⁾ 森林の価値を「狩猟」から「収入」に転換するなど，社会的政治的摩擦を惹起する財政封建制を，その財政的成果が大きなものでなかったにも拘わらず敢えて実行せざるを得なかったのは，ひとえに国王財政の逼迫と議会の非協力であった。主権国家確立が迫られるなかで，非経常費に限定せず経常費についても議会議税を求めざるを得なくなっていた。1608年にドーセット伯の後を襲って大蔵卿に就任したソールズベリー伯ロバート・セシルが，1610年に大権的封建的賦課を廃止し代わりに年々20万ポンドの収入を議会に求めたのはその流れに沿ったものであった。ディーツ (F.C. Dietz) によると，ジェームズ1世治世当初，1606年の負債額は550,331ポンド，1608年には負債は597,337ポンド，経常費赤字は78,433ポンドであった。⁵⁾ この財政難の打開策として「大契約」はあった。しかし，「大契約」は実現しなかった。その原因は，国王には「民主制への近道」と映り，議会からは「絶対王政への傾斜」と考えられたためであった。たとえ後見権・徴発権の廃止という見返りがあったとしても議会在が恒久的税収を認めることは，自らの存在意義を否定する自滅的行為であった。かかる協力することはできなかった。逆に，国王には，経常費分野においても議会の批判と検討が及んで自らの独立が侵されるのではないかという不安があった。「大契約」は両刃の剣であった。混合王政の絶対王政が制限王政のいずれかへの転換を強いるものであった。このため，国王と議会がともに尻込みしたのである。⁶⁾ 「大契約」の失敗は，財政難打開のために議会の協力を求めることの大きな挫折であり，前期スチュアート期における国王・議会関係の分水嶺をなし，財政史における転換点をなした。それは国王のフォレスト政策の転換点ともなった。⁷⁾

「大契約」を議論したジェームズ1世第1議会 (1604年3月19日～1611年2月9日) の次に

4) チューダー期と前期スチュアート期に，その本来的性格から乖離して，種々の権限を収入獲得のために復活し再利用する財政封建制が展開され，とりわけ議会の財政協力が得られなかった時期に強力に推進された。フォレスト法の解除と復活による収入の追求もその一つであるが，その他の庶民的収入については次を参照。J. Hurstfield, 'The profits of fiscal feudalism', *Eco. H. R.*, 2nd ser., (1955-6) pp. 53-61; R. Lockyer, *The Early Stuarts, A Political History of England 1603-1642*, (1989) pp. 267-8, 355, 363; H. H. Leonard, 'Distraint of Knighthood: the last phase, 1525-41', *History*, 63, (1978) pp. 23-37. 船舶税については，酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』（ミネルヴァ書房）参照。

5) F. C. Dietz, *English Public Finance, 1558-1641*, II, p. 121. 負債と赤字については異なる数字がある。酒井重喜『混合王政と租税国家』（弘文堂）205, 218頁，注(60)。

6) 同上書，第3章参照。モリソンが，ジェームズが「王位に対する直接的攻撃」と見て承認しなかったとしているのは一面的である。Morrison, op. cit., pp. 155-6. cf., L. M. Hill, *Bench and Bureaucracy The Public Career of Sir Jurius Caesar, 1580-1636*, (1988) pp. 149, 157-8.

7) Morrison, op. cit., pp. 155-6.

召集された第2議会(1614年4月5日~1614年6月7日)は、「混乱議会」とされるとおり財政封建制の一つである付加関税の撤廃を求めらばかりで、求められた議会税(補助税)を承認することはなかった。ジェームズ第1議会と第2議会において、議会の財政協力を得られなかった国王は、議会抜きで財政困窮の打開に取り組まなければならなかった。チャールズ1世の親政(1629~40年)と同様の親政を父ジェームズ1世も1611年から1621年まで行うことになった。⁸⁾ このジェームズの親政期に、フォレスト政策の優先順位が「狩猟」から「収入」に決定的に転換された。フォレストからの収入獲得策が、伝統的な限定を越え非伝統的なものに拡張されることになった。森林地のフォレスト指定を前提にした、隠匿地検出・賃貸・木材売却などの「伝統的方策」を踏み越えて、フォレスト指定自体に改変を加える「非伝統的方策」への飛躍がなされた。

治世当初、森林地のフォレスト法解除に抵抗を示していたジェームズ1世が、その親政期に、法解除に踏み出していったのである。狩猟獣のシカがいなくて狩猟施設もなく、国王の権利が事実上喪失している「遠方のフォレスト(remote forest)」のフォレスト法解除の検討が始められた。1612年にソールズベリが他界した後の財政政策には、寵臣バッキンガム公ジョージ・ヴィリアーズが大きな影響力を持ち、1618年頃より国王にフォレスト法解除を強力に進言していた。バッキンガムの影響の下に、大蔵卿クランフィールド(在任1621-24年)もフォレスト法解除が「国王を十分に富ませ人民に歓迎される救済」であるとしてそれを推した。同時に、1604年にオットー・ニコルソンによって始められたフォレスト内開拓地・浸食地からの料徴収などの「伝統的方策」も強化された。⁹⁾ フォレスト法解除の対象として、共同権保有者の抵抗などの社会的コストよりも旧来的フォレストの維持コストの方が高価であるようなフォレストが選ばれた。ジェームズ1世に選ばれたフォレスト解除の対象地は、とくにイングランド西部のものであった。ただ、ジェームズ1世によるフォレスト法解除の速度は決して速いものではなかった。ジェームズには「狩猟」的価値への拘りが、なおその心底にあって法解除を遅滞させた。フォレスト法解除の予告と実行との短くないタイムラグに、フォレスト内の領主・フォレスト役人による私有化・囲い込みが先行的に行われ、フォレスト住民の共同権に対する

8) ジェームズ1世の親政について、次を参照。A. Thrush, 'The Personal Rule of James I, 1611-1620', in T. Cogswell, R. Cust and P. Lake (eds.) *Politics, Religion and Popularity in Early Stuart Britain*, (2002) pp.84-102. スラッシュは、2ヶ月だけの混乱議会を除いてジェームズ1世の親政期を1611年からとしている。本稿もこれにならう。

9) クランフィールドのフォレスト政策について次を参照。R. H. Tawney, *Business and Politics under James I, Lionel Cranfield as Merchant and Minister*, (1958) pp.143, 150, 201, 207-8. cf., M. Prestwich, *Cranfield: Politics and Profits under the Early Stuarts: The Career of Lionel Cranfield, Earl of Middlesex*, (1966).

浸食が法解除の前に行われる事実もあった。¹⁰⁾

ためらいがちなジェームズ1世とは対照的に、チャールズ1世はフォレスト政策の転換を積極的に行った。それは、イングランド西部と北部の「遠方のフォレスト (remote forests)」のフォレスト法解除 (disafforestation) をして森林地の流動化をはかるばかりでなく、逆に、イングランド中部と南部の「留保されたフォレスト (reserved forests)」においてフォレストの境界を14世紀の「古来の境界」に戻し (reafforestation)、さらにフォレスト指定を受けていなかったところを新たにフォレストの指定をしてフォレストを拡大した (afforestation)。しかも復活あるいは新設されたフォレストに、フォレスト法を厳格に適用して違反者から高額の料金を徴収した。¹¹⁾

王有林から収入を得る方法が、「伝統的」なものから「非伝統的」なものに拡大され、さらに「非伝統的」なものが消極的なものから積極的なものに拡張された。1610年代に議会の協力が得られず親政を敷いたジェームズは、フォレストの価値を「狩猟」から「収入」に決定的に移し、これによって、木材販売・開拓地検出・森林地賃貸などのフォレスト法を前提とする「伝統的」収入策を強化し、さらにフォレスト法を解除して森林地の流動化を図るという「非伝統的」な方策に踏み込んでいった。次のチャールズは、とりわけその親政期に、「非伝統的」政策を格段に強化し、フォレスト法解除とともにフォレスト法の復活・拡大を行っていった。フォレストの縮小と拡大の両面政策を採るにいたったのである。

高額な累積負債と経常収入不足に困窮する前期スチュアート朝は、財政の再建と改善を果たすのに議会の協力を得ることに失敗した。財政改善は議会抜きで取り組まねばならなかった。ジェームズ1世とチャールズ1世は、ともに無議会・親政期を経験している。この二つの親政期に、財政改善をはかるためのフォレスト政策の大きな転換がなされた。「狩猟」から「収入」への優先順位の決定的転換がそれであり、さらに旧来的な収入取得法に加えてフォレスト法自体に手を触れる政策が新たに採られた。しかも、フォレスト法の解除による森林地の流動化に踏みとどまらず、復活と新設という逆方向の政策が同時に採られて森林地からの収入増がはかられた。

10) 酒井, 前掲稿, 第三節参照。

11) 「遠方のフォレスト (remote forests)」と「留保されたフォレスト (reserved forests)」との区別について次を参照。P. A. J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire: A Study in Their Economy, 1558-1714*, *Northamptonshire Record Society*, 23, (1968) p. 66.

Ⅱ. ジェームズ1世による「遠方のフォレスト」の縮小

ジェームズ1世治世当初より、国王収入の確保のためにフォレスト法を解除する提案が少なからず提出されていた。財務府長官ジュリアス・シーザーもその一人であり、また、ジョン・ノーデンは「国王の欣然認許あるべき、狩猟園・フォレスト・狩猟場および荒蕪地の改良に関して」(J. Norden, "Touching the Improvement of Parks, Forests and Chases with other like waste grounds such as his Majesty may be pleased to consent unto"(1621). 以下、「1621年のノーデン提言」と略記。)という文書を提出した。¹²⁾ 遠方の狩猟園を改良すれば、家畜の放牧と穀物の耕作によって国家は益する。狩猟園を単純封土権 (fee farm) で授与することで、フォレスト役人の給与と狩猟園の維持費 (柵作り・杭打ち・小屋維持) は節約される。さらにフォレスト法を解除して改良を促進し、森林地の耕地化をすすめて食糧増産を図り、共有地の貧民に雇用の機会を与える。ノーデンはこのように提言した。同時代人のなかには、かかる改良に反対し、漁労権・野鳥狩権・落ち穂拾い権・放牧権が付随する共同地の価値を高く評価しフォレスト法解除に反対するものがあつた。ノーデンはこのような保守的見解を真つ向から批判した。

森林地をフォレスト法から解除し改良・賃貸・売却をすすめる提案に、前述のとおりジェームズ1世は容易に傾かなかつた。しかし、政府部内からも財政的の必要に迫られてフォレスト法解除を推す勢いが次第に大きくなつた。そのなかで、フォレストを二類型に分ける案が浮上つた。狩猟地として不適格な「遠方のフォレスト」と、野鳥獣類が多く生息してロンドンから近く、しかも航行可能な河川の近くに豊富な樹木が生育している「留保されたフォレスト」とである。後者は、ウィンザー (Windsor) (パークシャー)、ワルサム (Waltham) (エセックス)、ニューフォレスト (New Forest) (ハンブシャー)、シャーウッド (Sherwood) (ノッティンガムシャー) やその他オックスフォードシャーやノーサンプトンシャーのフォレストなどであり、木材資源の豊富なディーン (Dean) ・フォレストもこれに入れられた。ジェームズ1世の下で、フォレスト法解除によってその維持費が節約できるものと、フォレスト法指定を堅持して国王の狩猟機会 (および木材資源確保) を保証するものとの二つに分けられ、「狩猟」 (および木材) と「収入」の双方を同時に満足させる方策が採られることになつた。¹³⁾

12) この文献はブリティッシュ・ライブラリのものであり筆者未見。ただ J. St. John, *Observations on the Land Revenue of the Crown*, (1792) App. II pp. 3-5 に次のタイトルでリプリントされている。Projects for the improving some of his Majesty's Forests, Parks and Wastes, presented to Sir Julius Caesar.

13) 後述するように、「留保されたフォレスト」において「狩猟」的価値が尊重されるばかりでなく新た

フォレスト法解除を建言した財務府長官シーザーは、その「1612年の提言」のなかで、フォレスト法解除対象のフォレストを9箇所挙げた。それらはすべて狩猟価値がなく遠方でしかも維持費が高く、木材の貧弱なフォレストであった。挙げられたフォレストは、フェッケンハム (Feckenham) とワイア (Wyre) (ともにウスターシャー)、セルウッド (Selwood) (ウスターシャー)、ブレイドン (Braydon) (ウィルトシャー)、ゴールトリス (Galtres) とパウランド (Bowland) (いずれもヨークシャー) などであった。その総面積は全フォレストの10%弱であった。ここをフォレスト法解除することで、維持費が節約され、売却益や指定解除の一時金などの収入が見込まれた。「1609年の文書『The Instrument and Schedules of Annexation』」では、「遠方のフォレスト」が42、「留保されるフォレスト」が26、計68、さらに狩猟園が117 (遠方44、留保73)、狩猟場が9 (遠方4、留保5)、とされている。¹⁴⁾ 「遠方」と「留保」を区別して、「狩猟」と「収入」の双方を満足させる工夫をしたうえで、ジェームズはいよいよフォレスト法解除の一步を踏み出すことになった。

1614年にハンブシャーのパンパー (Pamber) ・フォレストがフォレスト法解除され、ジョン・ワラーとトーマス・パーセルのふたりに授与された。パンパー・フォレストは800エーカーの広さであったが、そこにはシカがはず、ただオークやブナがありまた種々のひこばえ (underwood) があつた。しかし兩名への授与の以前に木材は売却されていたので、土地だけの授与であった。次に、同じ1614年にウィルトシャーのマルシット (Malchet) ・フォレストの法解除がなされた。すでに16世紀末以来、フォレスト保護官 (ranger) によって囲い込みが進められ住民の共同放牧権は大きく圧迫されていた。しかも1610年に王のシカを移動させた上で、ロレンス・ハイド卿に年地代として13ポンド6シリング8ペンスを取って授与されていた。¹⁵⁾

1616年にフォレスト法解除がなされたのは、ウィルトシャー、ドーセットシャー、ハンブシャーにまたがる総面積80万エーカーの克蘭ボーン狩猟場 (Cranborne Chase) であつた。この地における狩猟私権 (free chase) が、ソールズベリ家に60年間賃貸されることになった。ソールズベリ家のものはこの狩猟権を大いに行使したが、フォレスト法解除以前からの同地で

な「収入」獲得策が積極的にとられていった。

14) 「1609年の文書」について次を参照。Pettit, *op. cit.*, p. 66; Morrison, *op. cit.*, p. 160. モリソンはこの文書作成が1610年としている。なお1625年にエドワード・クック卿は王有フォレストを31、狩猟園が多数あるとしている。S.D. White, *Sir Edward Coke and "The Grievances of the Commonwealth"*, 1621-1628, (1979) p. 210.

15) このロレンス・ハイド卿はチャールズ2世治世の首席大蔵委員ロチェスター伯 (1641-1711) とは同名異人。Morrison, *op. cit.*, p. 161, n. 30.

の既得権を主張する2人の地方地主(ペンブルック伯とアランデル伯)と衝突することになった。裁判となり、結局1620年にソールズベリ家の狩猟私権が大法官裁判所で確認されている。¹⁶⁾

フォレストが「遠方のもの」と「留保されるもの」に区別され、前者がフォレスト法の適用を解除され、改良・囲い込み・賃貸・売却さらに維持費節約による収入増(支出減)がはかられ、後者は狩猟的価値の保全とともにフォレスト法の一層の厳格な適用による科料収入の確保が目指された。ジェームズ1世のためらいがちなフォレスト法解除が、ハンブシャーのパンバー・フォレストやウィルトシャーのクランボーン狩猟場で先行的に行われ、続いてウィトシャーのピューシャム(Pewsham)(別名チベンハム)とブラックモア(Blackmore)(別名メルクシャム)のフォレストでフォレスト法解除が進められた。

ピューシャムとブラックモアの両フォレストは、公式にフォレスト法解除がなされて本格的な囲い込みがなされる前の1612年に、その前触れとして放牧のための部分的囲い込みがなされた。家畜飼育のための低い柵作り(low fencing)が許可されたのである。これによって農民に賃貸された放牧権(herbage, pannage)の価値が高まることになった。しかし、放牧権を賃貸しているのではなく共同権として放牧をしていた一般共同権者は、囲い地から排除され残り地で放牧をせざるを得なくなった。一般共同権者は放牧囲い込みが行われてもなお囲い地に侵入して放牧を続けたり、囲いを破壊したりして抵抗した。¹⁷⁾

家畜放牧の囲い込みが先行的に行われたピューシャムとブラックモアの両フォレストに対して、1618年に正式にフォレスト法解除の指示が出された。その後1623年までに、トレント川以南王有林査察総監(Surveyor-General of royal woods south of Trent)ロバート・トレスウェルとウィルトシャー国王収入受納総監(Receiver General Crown revenues in Wiltshire)ジョン・ピムが、両フォレストのフォレスト解除作業に取り組み、木材の売却、フォレスト地の賃貸、共同地の実態調査、フォレスト法解除後の共同地の分配などを行った。¹⁸⁾

ただ、ピューシャムのばあいは、そのフォレスト法解除が他例と様子が異なっていた。ピューシャムは森林地ではなく狩猟園と見なされ、フォレスト法解除の際に同地の共同権者にその共

16) W. Seymour, 'Cranborne Chase,' *History Today*, 26-1, (1976) p. 50.

17) ソールズベリ伯ロバート・セシルが1612年他界する前に、ウィルトシャーの家畜囲い込みに積極的役割を果たした。A. Haynes, *Robert Cecil, Earl of Salisbury, 1563-1612: Servant of Two Sovereigns*, (1989) pp. 191-2; B. Sharp, *In Contempt of All Authority: rural artisans and riot in the west of England, 1586-1660*, (1980) pp. 84-6, 91-2, 168.

18) 大蔵卿クランフィールドは1622年に6つのフォレストのフォレスト法解除を取り組んだが、ピューシャムとブラックモアの両フォレストはこれに含まれている。Sharp, *op. cit.*, p. 86; Tawney, *Cranfield*, pp. 207-8.

同権の喪失に対する補償が与えられなかった。2,036 エーカーあるブラックモアでは共同権を失う共同権者にフォレストの4分の1の土地が配分されたのとは対照的であった。狩猟園と見なされたピューシャムでは「新ピューシャム狩猟園」が整備された。¹⁹⁾ ピューシャムのフォレスト法解除の際に、王立狩猟園が整備されたことは、その後チャールズ1世がゴールティス・フォレストを狩猟園化した(後述)のと同様に、国王の「狩猟」への拘りを示している。旧フォレストから新設の狩猟園へのシカの移動、囲い作り、管理人小屋建設、シカの水飲み場の設置、狩猟の邪魔になるウサギ飼育場の取り壊しなど、多くの出費を要した。「狩猟」はフォレスト法解除の本来の目的である「収入」を犠牲にするものであった。

17世紀に入って、フォレスト政策の目的が「狩猟」から「収入」に決定的に転換され、フォレスト法解除はその典型的な政策であった。しかし、それ自体、種々の経費を飲み込むものであった。囲い込み・柵作り・有料飼育(agistment)や樹木売却の管理にも経費がかかった。またピューシャムにおけるような新狩猟園の造成には少なからぬ経費を要した。ただピューシャムの場合、フォレスト住民の慣習的な共同権が完全に無視されたため、同フォレストで狩猟園化されなかった残余地のいくらかが売却され、その収益が国王にもたらされた。一般に、フォレスト法解除による収益は、土地と木材の売却・単純封土権設定や荒蕪地賃貸による地代収入・フォレスト法解除による一時金などであり、これにそれまでフォレスト管理に当たっていた役人給与の節約も小さくなくかった。

ピューシャムとブラックモアには、大地主の100 エーカーを越える耕地から小屋と庭だけの小地片まで種々あった。フォレスト法解除による一時金を支払ったのは66名であった。この一時金は森林地に対する国王の規制を解除することに対する対価であり、両フォレストにおける荒蕪地2,132 エーカーから902ポンド余が、領主所有地から1,368ポンド余が支払われた。樹木販売益もフォレスト法解除に伴う収入であり、建築用材・囲い込み用材が売却され、さらに自然木(standards)の燃料用使用権が売却された。ブラックモアでの樹木売却益は452ポンド余、ピューシャムで123ポンド余であり、ピューシャムでの自然木使用権料は524ポンド余であった。また両フォレストで、フォレスト法解除によって私有化が進められてなお残った土地が、1623年にアングルシ伯チャールズ・ヴィリアースに単純封土権を設定して授与され、年間13ポンド余の地代をもたらした。²⁰⁾

前述のとおり、1612年に、ピューシャムとブラックモアで放牧のための部分的囲い込み(低

19) Sharp, *op. cit.*, pp.92-3, 142.

20) CSPD, 1619, p.524; 1623-5, p.285; VCH. Wilts, IV, pp.413-4.

い柵作り)が行われ、放牧権を賃借する農民にとっては、その価値が増した。その分一般住民の共同放牧権は圧迫を受けた。この放牧のための部分的囲い込みという土地の用途区分は、公式のフォレスト法解除でもって一層画然としたものになった。その過程でシカを集合させる新たな王立狩猟園が造られたピューシャムでは、共同権を失うフォレスト住民に補償はなされなかった。ブラックモアでもピューシャムほどでないものの、同じく住民は共同権を侵害された。そこでも新たな囲い込み地に従来通り家畜を放牧したり、囲いの柵を破壊したりする抵抗が見られた。この動きが西部一帯で勢いを増して1631年の暴動にまで発展したのである。²¹⁾

クランフィールドは、1621年に大蔵卿になる前の1618年に設置された「ウィルトシャーの二つのフォレストのフォレスト法解除委員会」で積極的な働きをし、ピューシャムとブラックモアのフォレスト法解除の実行を直に監督した。これはジェームズ1世治世末期のフォレスト法解除の先例をなすものであった。しかも、それは、ジェームズ治世内に完遂された唯一の事例であった。²²⁾ クランフィールドは、ウィルトシャーのフォレスト以外にも、「遠方のフォレスト」について「フォレスト法解除委員会」を設け、1621年にはラトランドのライフールド(Leighfield)について法解除の認可を国王に申請している。翌22年には、バッキンガムシャーのバーンウッド(Bernwood)、ウスターシャーのフェッケンハム、南ヨークシャーのハットフィールド(Hatfield)の「フォレスト法解除委員会」を設置している。ただ、24年にクランフィールドは弾劾を受け失脚し、これらの委員会は一時中断した。しかし、25年にチャールズが即位して以降作業は再開された。²³⁾

チャールズ1世治世の開始とともに、バーンウッド、フェッケンハム、ハットフィールドのフォレスト法解除が実施されることになった。フェッケンハムとハットフィールドはともに、「遠方のフォレスト」であった。フェッケンハムは、ロンドンから遠く、シカがはず、フォレスト内共同権者が羊の共同放牧権を既得権として行使しているフォレストとして、すでに前治世から法解除の対象に挙げられていた。もう一つのハットフィールド・チェイスには、シカは

21) 西部地方での反乱(1626-32)について次を参照。Sharp, *op. cit.*, chs. IV, V; E. Kerridge, 'The Revolts in Wiltshire against Charles I', *Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine*, 57 (1957); D. G. C. Allan, 'The Rising in the West 1628-1631', *Eco. H. R.*, 2nd Ser., 5 (1952); J. H. Betty, 'The Revolts over the Enclosure of the Royal Forest at Gillingham 1626-1630', *Dorset Natural History and Archaeological Society Proceedings*, 97, (1976); F. M. Manley, 'The Disafforesting of Braden', *Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine*, 45, (1932).

22) ホイル(R. W. Hoyle)は、ピューシャムとブラックモアそれにブレイドンのフォレストは「遠方のフォレスト」で、樹木の多くは朽ちつつあり、フォレストは広いものでなくまた開放的に過ぎるため狩猟に不向きであった、としている。R. W. Hoyle, 'The Disafforestation and drainage: the Crown as entrepreneur?', in Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown 1558-1640*, (1992) p. 359.

23) Sharp, *op. cit.*, p. 85.

かりでなく、カモ・キジ・ガチョウなどの狩猟用鳥獣が多く生息していた。またそこは樹木が希薄で、広大な水域があり排水や干拓などの改良を加えれば大いにその価値を高めるであろうことが予想された。バッキンガムシャーとノーサンプトンシャーにまたがるバーンウッドは、ロンドンから 100 マイル以内で決して「遠方のフォレスト」とは言えなかったが、例外的にフォレスト法解除の対象とされた。フォレスト法解除によって、少なからぬフォレスト管理費が節約され、また一時金と地代さらに直接的売却による収益が得られて、その財政的価値は高いと考えられた。²⁴⁾

ジェームズ 1 世治世末期に、大蔵卿クランフィールドによって上記 3 地域のフォレスト法解除の方針が立てられたが、その実施の速度はまちまちであった。フェッケンハムのフォレスト法解除は 1622 年に方針が出されたものの 26 年まで何も手がつけられず、27 年から 32 年にかけてだらだらと行われ、その間 31 年と 32 年にフォレスト住民の暴動が起こっている。²⁵⁾ バーンウッドのフォレスト法解除も、遅滞を極め、解除委員会設置から 10 年たった 1633 年ようやく囲い込み・補償・土地配分を完了している。上記 2 地域とは対照的に、ハットフィールド・チェイスのフォレスト法解除の作業は迅速に進められた。広い水域の排水作業が私企業に委ねられたからである。排水事業は多くの収益を上げることが予想されたが、それには多額の投資が必要であった。国王は多額の投資をためらい、期待される高収益を犠牲にするという選択をした。ローリスク・ローリターンの方針を採ったのである。国王のフォレスト法解除による収入確保策は、投資せずに収益を得ようというものであった。とにかくハットフィールド・チェイスは、サマセットシャーのセッジムーアと同様にその排水事業が私企業に委ねられた。

1626 年にチャールズは、オランダ人干拓師コルネリウス・ヴァーミュイデンとの間で、狩猟場を排水の上改良する契約を結んだ。ハットフィールド・チェイスはドン川の支流とトレント川に挟まれ、北ノッチングラムシャーと南ヨークシャーとリンカンシャーにまたがる広大な湿地帯であった。その広さは潮の干満によって 4 万から 7 万エーカーと幅があった。この地の干拓事業をヴァーミュイデンに委ね、彼には干拓された土地の 3 分の 1 を与え、残りの 3 分の 2 の半分を排水によって共同地を失うことになる住民への補償地とすることが契約で定められ

24) フェッケンハムについては、次を参照。酒井、前掲稿、P. Large, 'From swanimote to disafforestation'; P. Large, 'Economic and Social Change in North Worcestershire during the seventeenth century', Unpublished Ph. D. Thesis, University of Oxford, (1980) ch. 3. バーンウッドについて R. C. Thomas, 'The historical ecology of Bernwood Forest', Unpublished Ph. D. Thesis, Oxford Polytechnic, (1987) esp. ch. 4; Hoyle, op. cit., pp. 355, 364, 367, 373.

25) Large, op. cit., pp. 392, 407-15; Hoyle, op. cit., p. 373.

た。²⁶⁾ ヴァーミュイデンは多数のフランドル人を用いて、1626・27年に排水溝の掘削や防波堤の造成をおこない、それまで島の上にあったソーンの町の周辺一帯の排水を行った。ハットフィールド・チェイスの南部と東部の排水は28年には完了した。29年にはチャールズはその功に報いるためにヴァーミュイデンを騎士に叙任し、さらにハットフィールド・チェイスにおける国王割当地を授与している。1628年5月に、チャールズ1世はヴァーミュイデンから、4ヶ月の期限で1万ポンドの借入をしている。国王割当地の授与はこの借入債務不履行によるものと思われる。ヴァーミュイデンらの総投資額は40年までに20万ポンドにのぼった。²⁷⁾

ただ、ヴァーミュイデンの干拓は、ハットフィールド・チェイスの東部を排水してソーンの東に新たな干拓地を造るものであり、それは成功したものの、同チェイスの西部とりわけドン川の西部では新たな水没地ができ大きな被害が出た。1631年7月、ドン川西部の諸村(フィッシュレイク、サイクハウス、ステインフォース、ポリントン、スネイス)は、干拓事業以降、同地の放牧地・農耕地とも水没し役畜・干し草・家屋を失ったと枢密院に訴えた。²⁸⁾ ヴァーミュイデンが造成した堤防はドン川の東部への水の侵入を防ぐものであった。その堤防の高さがドン川西部の諸村を洪水から護ってきた旧来の堤防より高かった。ヴァーミュイデンの干拓事業によってドン川西部の諸村は干拓事業以前よりも一層危険にさらされることになったのである。すでに29年にドン川西部の諸村で、干拓に反対する暴動が起こっている。²⁹⁾

Ⅲ. チャールズ1世によるフォレスト法解除

1625年から42年までチャールズ1世の下で枢密顧問官を勤めたジョン・クック卿は、「1612年のシーザー提言」が示したフォレスト法解除対象リストよりも包括的なリストを1626年に作成した(以下「1626年のクック・リスト」と略記)。ともに、遠方で狩猟的価値も樹木

26) ハットフィールド・チェイス(およびセッジムーア)の干拓については次を参照。Hoyle, *ibid.*, pp. 371-2, 381-3; M. Albright, 'The entrepreneurs of fen drainage in England under James and Charles', *Explorations in Entrepreneurial History*, 8 (1955); J. Tomlinson, *The Level of Hatfield Chase and parts adjacent*, (1882) pp. 83-4; J. Purseglove, *Taming the Flood. A History and Natural History of Rivers and Wetlands*, (1988) pp. 48-51; J. Korthals-Altes, *Sir Cornelius Vermuyden. The lifework of a Great Anglo-Dutchman in Land-Reclamation and Drainage*, (rep. 1977) pp. 27, 37, 103-5.

27) R. Ashton, *The Crown and the Money Market, 1603-1640*, (1966) p. 61.

28) K. Lindley, *Fenland Riots and the English Revolution*, (1982) p. 13. なお同書の260頁にある地図参照。

29) ハットフィールド・チェイスの干拓事業はその後数世紀にわたって長々と続けられた。その経緯については注(26)(28)に上げた文献参照。

的価値も少なく維持費が収益を上回るフォレストがリストアップされていた。「クック・リスト」に挙げられたのは、26の「遠方のフォレスト」、13の狩猟園、4の狩猟場であった。³⁰⁾ それらをフォレスト法解除し、改良(囲い込みや干拓)・賃貸・売却を行って国王収入の増加が図られた。

チャールズ1世治世になって、財務府内に間断なく「フォレスト法解除委員会」が設けられ、「1626年のクック・リスト」に挙げられた遠方で収益性のないフォレストの指定解除が進められた。フォレスト法解除の対象となった「遠方のフォレスト」の多くはイングランド西部ウィルトシャー、ドーセットシャー、サマセットシャーのものであり、この期の反乱が起こった地域とよく重なっている。ただ例外もあった。ノッチングラムシャーにあるシャーウッド・フォレストと、グロスターシャーのディーン・フォレストはともに「遠方のフォレスト」に属するものであったが「留保されたフォレスト」とされ指定解除と売却を免れている。シャーウッドは「1612年のシーザー提言」では「遠方のフォレスト」としてあげられていたが、その狩猟的価値が棄てがたく「1626年のクック・リスト」からは除かれた。ディーンは遠方であるとともに狩猟的価値のないフォレストであったが、その豊かな木材資源の故にフォレストとして留保されたのである。クックは、王有林査察総監トレスウェルから、ディーン内の私有鉄工所に燃料用木材(lopwood, cordwood)を年額5,000ポンドで売却する提案を受けていた。またクックはディーンの短木(short timber)が船舶用材として優れていることを認識していた。³¹⁾

このように例外はあったものの、チャールズは基本的に、「遠方のフォレスト」のフォレスト法解除を積極的に推進していった。まず標的になったのはドーセットシャーのギリンガム(Gillingham)・フォレストであった。ギリンガムは1608年の森林地調査で、他の西部のフォレストと同様に朽ち木(decayed timber trees)に満ちたフォレストとされていた。チャールズは1625年に、ギリンガム狩猟園での放牧権とそこでの王有のシカのすべてをジェームズ・フラートン卿に授与した。狩猟園とシカが王の直轄から離れたのである。これがここでのフォレスト法解除プロセスの第一歩をなした。続いて、28年に新しい契約が結ばれ、フラートンは狩猟園の指定解除とシカの維持義務を免除された。これと同時に、ギリンガム・フォレスト全体のフォレスト法解除がなされた。フラートンは王有地ギリンガムの借地人となり、地代として年額96ポンド余を支払い、同地内で自由に囲い込みを行った。ギリンガム・フォレスト内の共同権保有者には、喪失した共同権の補償として幾ばくかの土地が分与されたが、フォレ

30) Morrison, op.cit., p.173.

31) ibid., p.174.

スト住民がそれで満足することはなく、囲い地の柵・横木・溝を破壊してフォレスト法解除に反発した。³²⁾

つぎにフォレスト法解除の標的になったのは、ウィルトシャーのブレイドンであった。ロンドンから 380 マイル離れた「遠方のフォレスト」で比較的小規模なもの(長さ 4 マイル幅 22 マイル)であった。すでに「1612 年のシーザー提言」にフォレスト法解除の対象として上げられていた同地は、王の宿舎がなくシカも少なく、フォレスト維持費だけがかさんでいた。しかも牧草を繞って隣接住民 (borderers) の羊などの家畜と競合していた。隣接住民はフォレスト法が解除された土地での自由な放牧をのぞんでいた。シーザーは、ブレイドンのフォレスト法解除によって、一時金の 3 万ポンドに加えて、隣接住民が引き続き放牧地を利用することから地代が取得されると見ていた。チャールズに改まった 1627 年に、ブレイドンのフォレスト法解除を進める作業が始められた。委員会が設けられ、フォレストの境界を確定し、国王の所有地 3,700 エーカーは賃貸に付し、共同権を失う住民に配分すべき土地を 339 エーカー用意する、という案が作られた。³³⁾ フォレスト内のマナー領主が、フォレスト法解除に伴う一時金の支払いを嫌ったため、ブレイドンでの法解除は難渋した。難渋したものともかく法解除がなされ、領主・被譲与者(賃借人)による囲い込みが進み、またしても古来の共同権を失うフォレスト住民は抵抗と反発をした。

チャールズ 1 世は 1629 年から議会抜きの親政をしき、ラロッシュェルの軍事援助のために一層苦しくなった財政状態に議会の協力なしで立ち向かわねばならなかった。ラロッシュェル派遣の艦隊と軍需部の負債は 251,361 ポンドにのぼり、またその船員維持には毎週 3,862 ポンドを要した。この難局を乗り切るため、チャールズは王領地を担保にしたシティからの借入を行った。シティの管財人エドワード・ディッチフィールドとの間で王領地を担保とする 30 万ポンドの借入が取り決められた(ディッチフィールド借款)。興味深いことは、この借款の条件のうちに、シティ管財人は担保とされたフォレスト・狩猟園・狩猟場を保全し同地のシカと樹木を保護すべしというものがあったことである。海軍用木材の伐採も禁じられた。極度の財政的逼迫の状況にありながら、なおかかる条件を借入の際に設けることは、前期スチュアート王の「狩猟」への拘りを示している。³⁴⁾ ただし、借款の担保とされたのは「留保されたフォレスト」

32) ギリンガム(およびブレイドン)のフォレスト法解除に対する反発と抵抗については次を参照。武暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(2)」『富大経済論集』18-1, (1972) 62 頁。Betty, *op. cit.*, pp. 21-4; Sharp, *op. cit.*, pp. 87-9, 98, 107-13; Kerridge, *op. cit.*, p. 68.

33) 1,000 エーカーの王有狩猟園と 50 エーカーのシカの給餌場を造ることは断念された。ブレイドンはもとよりシカの放牧には不適地であった。Morrison, *op. cit.*, p. 176; Manley, *op. cit.*, pp. 549-567.

34) 「ディッチフィールド借款」については次を参照。S. J. Madge, *The Domesday of Crown Lands*, (rep. 1968) pp. 60, 318; Dietz, *op. cit.*, p. 243; Ashton, *op. cit.*, p. 135. この借款の留保条件について

であって、「遠方のフォレスト」については一切の拘りなくフォレスト法解除と売却が進められた。

「遠方のフォレスト」であるサマセットシャーとウィルトシャーにわたるセルウッド (Selwood) とサマセットシャーのネロウシュ (Neroche) のフォレスト法解除 (と同じサマセットシャーのセッジムーアの改良) が、フランス・レ島遠征艦隊の帰還後の修繕費 2 万ポンドの調達のために実行された。27 年 7 月に、フォレスト法解除委員がセルウッドとネロウシュに送られ、両フォレストの共有地と荒蕪地を、国王・領主・共同権保有者の 3 者の間で均等に 3 分割した。この法解除とそれに伴う売却 (授与) によって、国王は 18,000 ポンドの収益を期待した。そのうちジョン・ハントとロバート・ハントは、セルウッド・フォレスト内の土地につきそのフォレスト法解除の一時金として 415 ポンドを支払い、年地代 10 シリングを支払っている。他の場合と同様に、セルウッドとネロウシュの二つのフォレストの解除とその後の囲い込みに対して、50 年代にいたるまで反発と抵抗が続いた。³⁵⁾

フランス・ラロッシュル遠征艦隊の費用捻出のために、フォレスト法解除がなされたのは、セルウッドとネロウシュに止まらず、レスター (Leicester) ・フォレストも 28 年に法解除がなされ国王は一時金として 4,000 ポンドを得ている。同じ 28 年にノーサンプトンシャーのロッキンガム (Rockingham) ・フォレストについて、コピス地その他の森林地を単純封土のかたちで譲渡して戦費の補充がなされた。ウェストモーランド伯とピーターバラ伯がそのコピス地を得てそれぞれ 2,000 ポンドの支払いをしている。³⁶⁾

ヨークシャーのゴールトリス・フォレストもまた、バッキンガムの積極的外交政策の財政負担のために法解除の標的にされた。国王は同フォレスト内に固有の所有地をもっておらず、ただ司法権のみを有していた。そこは狩猟的価値が低く維持費がかさむだけであった。このゴールトリスについては、すでに「1612 年のシーザー提言」にそのフォレスト法解除が盛られていた。ただ法解除に反対するものも多く、1619 年にはヨークシャー北部のイージングウォルドの住民はトレント川以北エア裁判所首席判事に、フォレスト内放牧地にシカの冬季飼料場と

次を参照。B. E. Coates, 'Parklands in Transition: Medieval Deer-Park to Modern Landscape Park', *Transactions of the Hunter Archaeological Society*, 9, (1969) p. 139.

35) セルウッドとネロウシュの二つのフォレストの解除について次を参照。Grant, *op. cit.*, p. 189; T. G. Barnes, *Somerset, 1625-40: a county's Government during the "personal rule"*, (1961) pp 156-9; Sharp, *op. cit.*, pp. 243, 245. フォレスト法解除後の王有地を単純封土として一時金と低額永久地代を取って「授与 grant」した場合も時に「売却 sale」と表現されたものと思われる。

36) レスター・フォレストの法解除について次を参照。Hoyle, *op. cit.*, p. 357. ロッキンガム・フォレストの法解除について。Pettit, 'Charles I and the revival of forest law in Northamptonshire', *Northamptonshire Past and Present*, 3, (1961) p. 54; Pettit, *op. cit.*, pp. 68-9.

して 300 エーカーの囲い込み地を造ることに反対する請願をしている。ジェームズ期にはこのような反対もあって、ゴールトリスのフォレスト法解除は実現しなかった。チャールズに改まって、「1626 年のクック・リスト」にゴールトリスは改革の対象として再度取り上げられた。³⁷⁾

1627 年に国王はゴールトリスのフォレスト法解除を開始した。フォレスト内の 15 の村のうち 3 つ (オーン, トラートン, ニュートン) が抵抗したため法解除は遅滞した。そのなかで 29 年に、国王はゴールトリスの総面積 15,000 エーカーのうち 8,000 エーカーの土地を債権者に単純封土として授与している。この時の法解除の一時金として国王は 2 万ポンドを得ている。このうちの一部が海軍糧食官アレン・アプスレイ卿に渡っている。かれは国王の債権者の一人であったが、そのかれも海軍備品業者に 15,000 ポンドの負債を負っていた。その債権者に自らが授与された土地を再授与して弁済をした。国王 - 海軍高官 - 海軍業者のあいだで、貸し付けとフォレスト法解除された土地が順次動いたのである。

チャールズはゴールトリスのフォレスト法解除によって、その半分強を負債弁済のために処分し、残りの半分弱のうち国王取り分として 6,612 エーカーを取得した。そこに 1,024 エーカーの新たな王有狩猟園 (New Galtres Park) を造っている。「狩猟」から「収入」に重心が移動したにも拘わらず、チャールズもなお「狩猟」的価値を完全に放棄したわけではなかったのである。

西部・北部に次いでミッドランドのフォレストの法解除も、チャールズはその親政期に行っている。すでに 1628 年に、ノーサンプトンシャーのロッキングガム・フォレスト内の木材を艦隊用に手放し、同州のウィツルウッド (Whittlewood) ・フォレスト内の土地を売却した。1637 年までにロッキングガムのフォレスト法解除が実行されが、その際同地内のロッキングガム、ブリグストック、クリフの 3 つのベイリフ管轄区を自らの狩猟地として残している。³⁸⁾ ミッドランドで改良の対象となったもう一つの事例は、スタッフォードシャーのニードウッド (Needwood) である。ロンドンから遠く維持費が高く狩猟的価値もない典型的な「遠方のフォレスト」であり、すでに「1609 年のシーザー提言」でもフォレスト法解除の対象に上げられていた。1636 年になってチャールズはニードウッドの一部をフォレスト法解除している。同地の共同権保有者たちには共同権喪失の補償として 126 エーカーが配分された。国王は 196 エーカーを自己の取り分として取得し、その土地をエーカーあたり 12 ペンスの地代でリチャード・

37) ゴールトリスのフォレスト法解除について次を参照。Hoyle, *op. cit.*, pp.386-7; Grant, *op. cit.*, p. 189.

38) Pettit, *op. cit.*, pp.67-8. 狩猟地として残された 3 つのベイリフ管轄区のフォレスト法解除がなされたのは 1795-6 年のことである。Grant, *op. cit.*, Appendix, p.228.

ネヴィルに授与した。37年にネヴィルが同地の囲い込みを行ったさい、フォレスト住民は柵を引き抜くなどの抵抗をした。これは西部のフォレストで見られた反乱と同質のもので、争乱にあったネヴィルは39年に地代減額を願い出ている。³⁹⁾

国王収入の増加をねらったフォレスト法解除は、イングランドの西部と北部で広く行われ、一部ミッドランドでも行われた。しかし計画倒れになったところもあった。西部では、サマセットシャーのエクスムーア (Exmoor) とデヴォンシャーのダートムーア (Dartmoor) が、北部ではヨークシャーのクナーレスバラとピッカリング (Knaresborough and Pickering) が、それぞれ企図されたフォレスト法解除が実行にまでに至らなかった。エクスムーアとダートムーアについては、チャールズは1629年に、フォレスト法解除を行ったうえで、そこを授与し年地代とともに一時金10万ポンドを得る計画を立てていた。両フォレストは合わせて154,000エーカーあったが、樹木はほとんどなく放牧が一部行われているだけの湿地帯であった。フォレスト法適用下の湿地帯を法解除して収入改善のために活用するには干拓を行わなければならなかった。干拓には高額の投資が必要であった。法解除による改良のために干拓が必要であったのは、サマセットシャーのセッジムーアや南ヨークシャーのハットフィールド・チェイスと同様であった。ただエクスムーアとダートムーアについては、ハットフィールドでのヴァーミュイデンのような高額投資を行いうる干拓業者を見出すことができなかった。そのため両湿地帯のフォレスト法解除は実行されずじまいに終わった。またサマセットシャーのペサートン (Petherton) のフォレスト法解除も計画され調査も進められていたが、同地がそもそも国王のフォレストでないため法解除の対象たり得なかった。⁴⁰⁾

フォレスト法解除に失敗した北部での事例はクナーレスバラとピッカリングの二つであったが、両フォレストともすでに「1612年のシーザー提言」(の前提となった)調査で、有益な木材がなく荒蕪地が多いとされ、「1621年のノーデン提言」(の前提となった)調査でも、クナーレスバラにはシカがおらずピッカリングは羊が過剰であるとされていた。ジェームズ1世治世下で、1611年にソールズベリがクナーレスバラのフォレスト法解除と改良の計画を立てたが

39) ニードウッドは、マニングによるとフォレストではなく狩猟園に分類されている。R. B. Manning, *Hunters and Poachers: A Cultural and Social History of Unlawful Hunting in England 1485-1640*, (1993) p. 119. ニードウッドはランカスター公領に属していたためランカスター公が委員会を設けて法解除に当たった。ニードウッドの騒乱について次を参照。Sharp, *op. cit.*, pp. 221-3.

40) Morrison, *op. cit.*, 182; CSPD, 1629-30, pp. 200, 246. エクスムーアについては次を参照。E. J. Rawle, *Annals of the Ancient Royal Forest of Exmoor*, (1893) pp. 87-9; E. T. MacDermot, *The History of the Forest of Exmoor*, (1911, 1973) pp. 266-7; Barnes, *op. cit.*, pp. 159-160. セッジムーア干拓事業を行ったチャールズは1631年に同湿地帯4,000エーカーを一時金12,000ポンド、年地代100ポンドで授与した。ただ当初は、年額2,000ポンドの収益を国王は期待していた。ibid., pp. 152-6. ペサートンについては次を参照。ibid., p. 160.

実現には至らなかった。⁴¹⁾ チャールズ1世治世になって、クナーレスバラとピッカリングの両フォレストは、王妃アンリエッタ・マリアの寡婦産とされた。王妃はこの両フォレストの法解除と改良を願い、政府もクナーレスバラの3万エーカーの荒蕪地に目をつけ法解除による一時金の収益を企図した。その決定を見たのは1641年4月のことであるが、すでに長期議会が開会され、翌年には内乱が始まっている。そのため両地におけるフォレスト法解除は実現しなかった。⁴²⁾

IV. チャールズ1世によるフォレストの復旧と拡大

イングランドの北部・西部の「遠方のフォレスト」についてその指定を解除し、森林地を流動化して一時金と年地代を得る収入確保策が採られた。他方、南部・中部においては「留保されたフォレスト」として指定が継続されたが、それはたんに旧来的な「狩猟」的価値のためばかりでなく「収入」的価値が同様に重要視された。

南部・中部において「留保されたフォレスト」の特徴点は、ロンドンから100マイル以内の近距離で巡幸が頻繁に行われていたこと、そこに狩猟用宿舎が存在していること、狩猟用のシカが生息し、海軍用の木材が豊富であること、などであった。⁴³⁾ 例外はあった。イングランド中部のバッキンガムシャーのパーンウッドは近距離でありながらフォレスト法解除がなされた。逆に、ロンドンから遠距離にある西部=グロスターシャーのディーンと北部=ノッティンガムシャーのシャーウッドの両フォレストは指定解除を免れている。シャーウッドはその「狩猟」的価値が棄てがたく、ディーンは木材・鉄鉱石という資源的価値が棄てがたかったからである。ディーン・フォレストではその豊かな燃料材と鉄鉱石が、王有鉄工所に供給されるとともに、私人の鉄工業者に販売されて収益をもたらした。⁴⁴⁾ 「留保されたフォレスト」では、豊かな樹

41) クナーレスバラにおける朽ち木 *decayed trees* と健全木 *sound trees* との比率は7対1であった。Sharp, *op. cit.*, p. 85; Hoyle, *op. cit.*, pp. 364-66.

42) Grant, *op. cit.*, p. 190. 1628年のチャールズが行った「ディッチフィールド借款」の担保のなかに、クナーレスバラの3つの狩猟園も含まれていた。B. Jennings, ed. *A History of Harrogate and Knaresborough*, (1970) p. 249. cf., M. Turner, 'Post-medieval colonisation in the Forests of Bowland, Knaresborough and Pickering', Unpublished Ph.D. thesis, University of Hull, (1987). なおクナーレスバラのフォレスト法解除は1770年の議会囲い込み法によって実現している。Jennings, *op. cit.*, p. 254.

43) Pettit, *op. cit.*, p. 66.

44) ディーン・フォレストにおける木炭と鉄工業について次を参照。G. Hammersley, 'The Charcoal Iron Industry and its Fuel', *Eco. H. R.*, 2nd ser., 26, (1973) pp. 593-613. cf., G. Hammersley, 'The History of the Iron Industry in the Forest of Dean Region, 1562-1660', Unpublished Ph. D. thesis, University of London (1972).

木があり、海軍向けに造船材を提供し、王室に建築用の木材や暖房用のひこばえを提供した。ディーンをはじめハンプシャーのニューフォレスト、ベア (Bere)、アリスホルト (Alice Holt)、オックスフォードシャーのショットヴァー (Shotover) とストウッド (Stowood)、がこれにあたる。「狩猟」的価値が棄てがたいとされたのは、シャーウッドのほかバークシャーのウィンザー (Windsor)、ハートフォードシャーのウォルサムその他ノーサンプトンシャーのフォレストであった。

しかし、「留保されたフォレスト」に期待されたのは、「狩猟」的価値と木材や鉄鉱石などの「資源」的価値ではなかった。「遠方のフォレスト」同様に「収入」的価値も強力に追求された。「遠方のフォレスト」の指定解除は、フォレストの縮小による増収策であったが、逆に、フォレスト法の適用を復活したりさらには新規に増やすことによって、すなわちフォレストを拡大することによる増収策が採られた。13世紀末から14世紀に定められたフォレストの巡視区 (perambulations) に基づいて、「留保されたフォレスト」を拡大したのである。フォレストの古来の境界を復活して、何世紀もフォレスト法を免除されてきた地域に再適用し (reafforestation)、さらにはかつてフォレスト法に服したことのない地域にまで新たにフォレスト法を適用した (afforestation)。

チャールズ1世は、フォレスト法を一方では適用を解除し、他方では適用を拡大したのである。フォレスト法を古来の境界にまで拡張し、国王司法権の適用を強化した。チューダー朝においても、またジェームズ1世になってからも、古来の裁判所は衰退していて、フォレストでは住民の自治性と共同性が強化されていた。チャールズは、フォレストを復活したところで司法権も強化し、自治的寄合となっていた下位の裁判所スワニモウトを再度フォレスト法の厳格な適用の手段に戻した。留保され、さらに復活・拡大されたフォレストにおける違法行為に厳正に対処するものに戻した。シカや樹木に対する損傷行為・開拓地などの浸食行為 (encroachment)・住居や水車の不法建築による浸食行為 (purprestures)。これまで黙許されていたこれらの行為が、スワニモウトにおいて俄然厳しく告発された。スワニモウトでの告発を受理する森林地の最高裁判所である巡回主席判事裁判所エアもまた復活強化され違反者を厳しく処罰した。⁴⁵⁾

チャールズによるフォレスト法の拡大は、個々の森林地を越えてその森林地のある州全体を

45) チャールズ1世による中世的フォレスト裁判の再導入について以下を参照。Hammersley, 'revival', pp. 85-102; J. Thirsk, 'The Crown as projector on its own estates, from Elizabeth to Charles I', in Hoyle (ed.) *op. cit.*, pp. 345-6; Pettit, *op. cit.*, pp. 83-92; Pettit, *op. cit.*, pp. 54-62; Grant, *op. cit.*, pp. 192-3.

フォレストに指定することがあった。ウォルサム・フォレストは、もはやそう呼ばれずにそれが所在している州の名をとってエセックス・フォレストとされた。ノーサンプトンでは、ロッキンガム・フォレストの境界線が6マイルから60マイルに延長され、またサルセイ (Salcey)・フォレストの境界が拡大されて、そこに含まれる村落は6から42に増大した。何百年もの間、フォレスト法の適用を受けてこなかった地域で、何百年もの間行使されてきた伝統的既得権が違法行為として処罰の対象とされた。新たに法適用を受けた地域の住民は処罰を免れるために、それまで享受してきた伝統的権利の権原を証明しなければならなかったが、それは容易なことではなかった。結局、免罪のために求められる高額のコロの支払いをせざるを得なかった。⁴⁶⁾ ディーンでは、1634年7月に開廷されたエア裁判所で、トレント川以南のエア裁判所首席判事ホルランド伯ヘンリ・リッチ (31年5月25日就任) が、ヘンリ1世12年 (1112年) とエドワード1世10年 (1282年) に定められた境界にまでフォレストを拡大することを決定している。フォレストの拡大はこれに止まることはなかった。⁴⁷⁾ ホランド伯は、ディーンのほかに、ハンプシャー (ニューフォレストなど)、パークシャー (ウィンザー)、エセックスシャー (ウォルサム) に巡回してエア裁判所を開廷し、フォレスト境界の再定義と拡大、そしてフォレスト法の厳格適用を行った。⁴⁸⁾

フォレストの境界を拡大することのチャールズの狙いが、新たな収入の確保であったことは明白である。「留保されたフォレスト」において、中世的境界を復活して拡大し、さらにはそれを新規に設け、そこにフォレスト法を厳正に適用して科料徴収を行った。イングランド北部・西部の「遠方のフォレスト」ではフォレスト法解除が行われてフォレストが縮小したが、対照的に南部・中部の「留保されたフォレスト」ではフォレストの拡大が行われた。南部・中部で新たにフォレスト法の適用を受けた地域には、豊かな農業地帯で大領主の所領となっており、そこが含まれていた。フォレスト法を拡大適用し、エア裁判所を開きそれに対する侵犯行為を摘発して高額のコロを科した。南部・中部の豊かな農業地帯にはその負担に耐えうる大領主がいた。フォレスト法に対する違反行為をこれまで通り継続するために「免許」を高額で買い取

46) Pettit, *op. cit.*, p. 88.

47) 1640年4月短期議会でピムは、フォレストの境界の拡大を批判して、「(拡大されたフォレストでは) 私自身道に迷ってしまう」と皮肉を込めた発言をしている。CSPD, 1640, p. 47. 1642年に大法官府ベティバック局は、ウィンザー、ウォルサム、ロッキンガムなどのフォレストにつき、復活された中世的境界を破棄しジェームズ1世20年 = 1623年の境界に戻した。Morrison, *op. cit.*, p. 187, n. 126.

48) Grant, *op. cit.*, p. 190; Hammersley, 'revival', pp. 85-102; Pettit, *op. cit.*, pp. 54-62; Pettit, *op. cit.*, p. 90. 1632-6年にイングランド北部 = トレント川以北で、エア裁判所は開かれなかった。ただ37年になってシャーウッドについてエア裁判所を開く意向が示された。Morrison, *op. cit.*, p. 188.

らせる。より一層高額な「示談金」を支払わせてフォレスト法の恒久的な免除を認許する。⁴⁹⁾ こうした新たなフォレスト収入を確保することを、チャールズは目指した。

ヴェネチア大使コラーは、この時次のような観察をしている。「フォレストの問題は、国王がなんら（自己の）権利挙証をすることなく幾世紀ものあいだ人々が保有してきた土地を奪うことである。」「(国王の要求するところは) 世界中で何人も受けることがあり得ない罰である。」「これが人々を困窮させ、国王を富ませることになるう(が)」「国王はその危険を承知しているので(騒動や反乱を起こす) までには行かないであろう。」⁵⁰⁾

たしかにチャールズは、フォレストの拡大が大地主層の反発を買い、その政治的代価が少なくないということに無知ではなかったかも知れない。しかし財政的逼迫はそうした躊躇を許さなかった。エア裁判所主席判事ホランド伯は迷うことなく南部・中部の富裕な所領への取り立てを強化した。ノーサンプトンシャーのエア裁判所で、フォレスト法違反の科料とされたのは次のようであった。ウェストモーランド伯に 19,000 ポンド、ソールズベリ伯に 20,000 ポンド、クリストファー・ハットン卿に 12,000 ポンドなど。ノーサンプトンシャー全体では 80,000 ポンドを超える額が見込まれた。しかし、科料徴収は円滑に進まず減額措置を取らざるを得なかった。たとえばソールズベリ伯のばあい、当初の 20,000 ポンドから 3,000 ポンドに減額されている。結果としてノーサンプトンシャーで支払われた科料は総額わずか 6,560 ポンドであった。当初見込みの 8% 余でしかない。⁵¹⁾

ディーンでは、1634 年のエア裁判所でも、ホランド伯によって厳しい科料取り立てがなされた。その事例は次のようであった。鉄工業者ジョン・ギボンズに対して、賃貸された土地を越えて囲い込んだことと木材伐採違反で 8,600 ポンド余の科料が課せられた。ギボンズはこのうち 8,000 ポンドを支払っている。鉄工業者ジョン・ウィンターに対して、6 万コードの木材を伐採したことにつき 20,230 ポンドの科料が課せられた。ただウィンターはこのうち 5 分の 1

49) これは北部・西部の「遠方のフォレスト」の法解除の際の一時金に似ていると言えるが、南部・中部ではより豊かな大領主が標的に高額が要求されたと思われる。ホイル (R. W. Hoyle) は、1630 年代のフォレスト指定拡大は、フォレスト法の適用免除と引き替えに地主に「示談金」を支払わせることを意図しており、フォレスト住民の共同権を圧迫して国王と地主が改良を行うそれ以前のフォレスト法解除とは異質である、と明言している。Hoyle, *op. cit.*, p. 354, n. 5.

50) この指摘は、チャールズ 1 世が、ヘンリ 3 世の失政とそれに対する「パロンの戦争」を承知していたことを意味するとモリソンは述べている。Morrison, *op. cit.*, p. 189. *CSPV, 1636-39* Vol. 24, pp. 299-300.

51) この数字は 1635 年～40 年のフォレスト法解除の「示談金」と科料の収益としてペティット (P. A. J. Pettit) が示したものであり、さらにエセックスシャーのウォルサム・フォレスト; 16,647 ポンド、グロスターシャーのディーン・フォレスト; 15,450 ポンド、という数字を示している。Pettit, *op. cit.*, pp. 87-9; W. Holdworth, *A History of English Law*, Vol. I, p. 105; Thirsk, *op. cit.*, p. 345.

しか支払わなかった。同じく鉄工業者のベイジル・ブルックとジョージ・マインに対して樹木乱伐につき6万ポンド弱が課せられた。両名はその鉄工所を放棄することを条件に料金を12,000ポンドに減額され、それを支払っている。⁵²⁾

その後1636年から38年のディーン・フォレスト・エア裁判所の料請求額は25,000ポンドであったが、徴収実績は18,000ポンドであった。ロッキンガム・フォレストでも徴収実績は請求額67,000ポンドを大きく下回っていた。フォレストの境界が拡大され、フォレスト法が厳正適用され、伝統的既得権が「権利の逸脱」とされて、有力地主層に高額の料金が課せられた。降って湧いたような料賦課に地主層は反発し、減額を願い出た。減額や不払いにあって、フォレスト法の復活・拡大・厳格適用による国王収入の増大は、政治的コストに比して貧弱なものであった。⁵³⁾

フォレスト法違反に対して「料金 fines」を課すことに加えて、これまでの「違法」行為を継続するための「免許 license」を購入させたり、フォレスト法の恒久的適用免除の見返りに「示談金 compounding fees」を徴収するということがなされた。フォレスト法を中世的境界にまで復活して適用したりまったく新たに適用地を拡大することによって、その地での伝統的既得権の行使が違反行為と見なされ、料金が懲罰として課せられた。これに加えて、引き続き違反行為を続けていくために国王が発行する「免許」の購入が強いられた。木材・ひこばえの伐採免許、狩猟・鷹狩り免許、土地囲い込み・建物建築・耕作の免許。これらが新しくフォレスト法に服したところの人々（多くは裕福な貴族・ジェントリ）に販売された。たとえば、1637年2月に、メアリ・クレイン卿夫人はサルシイ・フォレストのひこばえを伐る「免許」を購入している。⁵⁴⁾「示談」は「免許」の拡大版で、住民をフォレスト法から恒久的に免除する対価の支払いであった。37年にさきのジョン・ウィンターはリドニーの自分の土地をフォレスト法適用から免除するために1,000ポンド支払っている。⁵⁵⁾ ソールズベリー伯は、40年2月にノーサンプトンシャー、ロッキンガム・フォレストにあるブリグストック狩猟園をフォレスト法適用から永久に除外するために1,000ポンドの支払をしている。⁵⁶⁾

52) ペンブルック伯(1611~30年枢密顧問官を勤めたウィリアム・ハーバート)が1627年から国王の鉄工所を借り受けており、ブルックとマインはその又借人であった。この時の料減額と引き替えに手放された鉄工所は国王の手に帰したものと思われる。Hart, *op. cit.*, pp.102, 112-3. 武暢夫「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(1)」『富大経済論集』17-3, (1972) 157, 162-4頁, 「同(2)」同誌18-1, (1972) 63, 71頁。

53) Hammersley, 'revival', pp.98-9; Dietz, *op. cit.*, p.273; K.Sharpe, *The Personal Rule of Charles I*, pp.119-20; Pettit, *op. cit.*, pp.88-9.

54) Grant, *op. cit.*, pp.190-1.

55) Hart, *op. cit.*, p.119.

56) Pettit, *op. cit.*, p.91.

フォレスト法の厳格適用によって、「科料」「免許(販売)」「示談金」の収入が得られたが、とりわけ、ディーン・フォレストでは、そこで長い歴史を持つ鉄工業についてフォレスト法に照らした厳しい検証がなされた。⁵⁷⁾ 王有鉄工所の「賃貸」の再点検がなされるとともに、私有鉄工所・溶鉱炉・水車の建造・燃料用コピスその他の木材の伐採についての国王からの「授与」「認許」の再点検が行われた。エア裁判所は、そこに「権利の逸脱・乱用」などの違法行為がないかを検証し、あれば科料の取り立てを行った。前述の通り、1634年と35年にディーン・フォレストでエア裁判所が開かれて、「国王の認可」の不当拡大(物件の違法利用・燃料用材木の違法伐採など)が告発された。鉄工業者ウィンターは、王有林内の海軍用木材を除くという「約定」に違反して過剰伐採したことを告発され20,230ポンドの科料を強いられ、同じく鉄工業者ギボンスは「約定」以上の土地の囲い込みをしたことと、海軍用指定の木材の伐採について8,600ポンドの科料をかけられた。⁵⁸⁾ 37年に、王有鉄工所がニコラス・クリスプに「賃貸」されたが、引き続き資産の乱用に警戒の目を光らせた。⁵⁹⁾

40年2月に、17~18,000エーカーを越す広さのディーン・フォレストのうち共同権者に配分された4,000エーカーを除くすべての土地が、さきの鉄工業者ウィンターに賃貸授与されている。ウィンターは国王に、一時金10,000ポンドを即金で、続く6カ年間に年地代16,000ポンド(計96,000ポンド)を、その後単純封土権の授与を受けて恒久的年地代2,000ポンドを納めることを約した。この契約は、フォレスト法を前提とした「科料」や「免許」を越えるものであり、ハートC. E. Hartは、13~14,000エーカーのフォレストを計106,000ポンドプラス永久地代の代価で、「事実上の売却」をするものであったとし、シャープB. Sharpは、これを「完全なフォレスト法解除」としている。40年の国王=ウィンター契約は、afforestationによる増収策が完全なdisafforestationを結果するという極端な事例であると言えよう。内乱に向かう政情不安のなかでウィンターはその権利を18ヶ月だけ享受したに過ぎなかった。その間、フォレスト住民=共同権保有者はウィンターへの授与に対して反発と抵抗を止めなかった。⁶⁰⁾

チャールズは1640年に親政を止めて、短期議会・長期議会を召集したが、議会は容易に財政協力に応じず、親政期の国王政策に対する批判を展開するばかりであった。国王の財政的窮

57) ディーン・フォレストの鉄工業について注(44)の文献ならびに次を参照。Hart, *op. cit.*, pp. 88-92, 101-5, 116, 122.

58) Sharpe, *op. cit.*, p. 243.

59) J. F. Larkin and P. L. Hughes (ed.), *Stuart Royal Proclamations*, Vol. II, (1983) pp. 598-600; Hart, *op. cit.*, p. 122.

60) Hart, *ibid.*, pp. 124-5; Sharp, *op. cit.*, pp. 216-7.

状は深刻化するばかりであり、国王資産の処分をも含む措置を強いられることになった。かつて「留保されたフォレスト」とされたところも、遠方にして重要度の低いものと格下げする再評価を受け、借入の担保に付されることになった。フォレストを借入の担保とすることとは、事実上、フォレスト法解除による流動化=処分を意味している。42年8月に内乱に突入した翌年の7月に、チャールズは多くのフォレストを担保に借入交渉をした。借入の担保として供されたのは、シャーウッド・フォレスト、ソーニーウッド狩猟場、ベストウッド狩猟園、ニードウッド狩猟場、ニューフォレスト、大ランカスター狩猟園、アッシュダウン・フォレスト、パウウッド狩猟園、クラレンドン狩猟園などであった。貸し付けにはウィリアム・ウォルター、トーマス・ファンショー、ジャーバス・クリフトン、リチャード・スペンサーなどが応じた。43年7月の貸付契約では、スペンサーら債権者は2年以内に元金の返済がなければ、担保物件の売却が可能とされていた。政情は2年で落ち着くことはなく、60年5月の王政復古まで「革命」は続いた。その間フォレストを担保とする貸付の返済は望みうべくもなかった。60年7月に、債権者は王政復古政府に請願を出し、チャールズ1世への貸付は総額27,400ポンドのぼるが、その担保であるフォレストからはなんら実益を取ることができなかつたと訴えた。⁶¹⁾

長期議会は、親政期のフォレスト政策を全面的に批判し、41年8月7日に「フォレスト確定法 (Act for the certainty of the forests, and of the meers, meets, limits and bounds of the forests)」を成立させ、フォレストの境界を見直す作業を行った。⁶²⁾ 同法は、フォレストを「1625年のチャールズ1世即位以前の60年間にフォレスト裁判所が開かれた場所」と定義した。その60年間にフォレスト裁判所が開廷されなかつたところ、すなわちフォレスト法が執行されなかつたところはフォレストにあらずとされた。チャールズが親政期に行った、フォレストの「古来の境界」への復旧拡大(さらには新規拡大)を全面的に覆し、フォレストの境界を1625年の時点にまで戻すことが決められた。親政期に拡大されたフォレストでの「違法行為」告訴もすべて無効とされた。⁶³⁾

61) CSPD, 1660-1, p.127; 1661-2, p.321. 1629年の対仏戦費調達のためのシティからの借入(デッチフィールド借款)に一部「留保されたフォレスト」が担保にされたが、債務不履行による流動化(質流れ)は、その借入条件からして(15頁)、現実的には考慮されていなかったと思われる。これに比して内乱期1643年の借入は「留保されたフォレスト」の格下げによる担保化であり、債権者による売却は現実的なものとして織り込み済みであったと思われる。

62) この法律が成立したのと同じ日に「船舶税廃止法」が成立している。S.M.Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, (rep.1979) pp.192-5.

63) Holdsworth, *op. cit.*, p.105.

チャールズ1世は、フォレスト境界の拡大とフォレスト法の厳格適用に対する議会の批判に反論した。41年7月の貴族院で、「わたしはわたしの権利によってではなく、近時の慣習に従ってフォレストの境界を定めた」と述べ、慣習に従ったまでであることを強調した。しかしその慣習はすでに何世紀もの間、すべての国王から顧みられることなく遺棄されていた。議会は国王の反論に納得することはなく、化石化した境界と法を国王収入確保のために復活したことに批判を緩めなかった。議会は1641年11月「大諫奏」のなかで次のように批判点と是正策を示している。第21項、「フォレスト憲章 Carta de Foresta に違反してフォレストを拡大し、そこに示談金(を課したこと)。」第134項、「フォレストは良き法に基づいて正しき境界に縮小されるべし。」さらに第25項では、ディーン・フォレストがとくに取り上げられ、「カトリック教徒に売り払われた国王の木材、とりわけわが国の船舶を維持する王国最良の備蓄倉であるディーン・フォレストのそれが全般的に荒廃した」と指摘している。チャールズの収入確保策の犠牲になって、広大なフォレストがカトリック教徒の鉄工業者ウィンターに「事実上、売却され」、その乱伐が放免されてフォレストが荒廃したことを、「大諫奏」は批判したのである。

ただ、短期・長期両議会は、フォレスト指定制とフォレスト法の存在そのものを否定しなかった。親政期における乱用を非難しただけであった。狩猟と樹木を保全するという本来の趣意から逸脱して、財政封建制の展開すなわち国王収入の増大に「悪用」した点を批判したのである。チャールズが拡大したフォレストの境界をジェームズの時の「正しき境界」に戻すことを主張した。フォレスト法を「廃止」するのではなく「乱用」を許さぬかたちに復帰させた。⁶⁴⁾

国王自活原則によって、経常費は国王私財でもって賄われなければならなかった。対内的にも対外的にも主権国家であろうとする時、経常費の膨張は避けられなかった。しかもそれが価格革命によるインフレによって加速され、逆に国王私財は資産の旧弊な管理経営のため大幅な減収となっていた。そこで議会の協力が必須であったが、旧来的憲法の枠組み(国王自活原則と議会課税同意原則)のなかでは自ずと限界があった。スチュアート朝に改まって、1610年の「大契約」の失敗、14年の「混乱議会」が躓きの始まりとなり、25年から29年までの3度の議会も寵臣バッキンガムの積極外交への批判をしても財政協力には消極的であり、28年の「権利の請願」では不当課税に対する伝統的制限の再確認をしている。議会との協調に失敗したジェームズとチャールズの両国王とも、それぞれ親政をしかざるを得なかった。ジェームズ

64) *Carta de Foresta* = フォレスト憲章について、城戸毅 『マグナ・カルタの世紀』(東大出版会) 80-1 頁参照。「大諫奏」からの引用は以下の通り。Gardiner, ed., *op. cit.*, pp. 211, 223.

は1611年から21年、チャールズは1629年から40年に議会抜きの統治をした。そこでは減価著しい国王私財の挽回、いわゆる財政封建制がとられた。国王資産の活用がはかられ、膨大なフォレストも本来の「狩猟」保全の趣意から乖離して「収入」確保の対象へと舵が切られた。まさに「庶子的収入」の確保が目指された。しかし、「庶子的収入」のためのフォレスト政策は、様々な反発や抵抗さらには反乱を惹起した。高い政治的コストの割にはその財政的成果は貧しいものであった。この点は、他の「庶子的収入」である後見権収入や徴発権収入と同じである。⁶⁵⁾ ジェームズ治世下、オットー・ニコルソンの「開拓地委員会」は比較的成果を上げることができたが、コピス地の賃貸は借り手に窮した。20年代後半から進められたフォレスト法解除は、森林地の流動化と改良を進めたが、積極外交政策によって増大した国王負債の軽減にわずかばかりの貢献をしたにすぎない。大きな収益が期待されたハットフィールドやセッジムアの干拓事業は、国王が多額の投資を忌避してそれを私企業に委ねたため、財政的成果を我がものにする事はなかった。30年代のフォレストの拡大とエア裁判所の復活強化・フォレスト法の厳正適用による科料徴収も「惹起した怒りを補償するものではなかった。」⁶⁶⁾

「狩猟」から「収入」へと重心を移した前期スチュアート期のフォレスト政策は、その「意図した成果」についてはおよそ満足のいくものではなかった。しかし、「予期せぬ成果」あるいは「皮肉な成果」が得られたという事実がある。フォレスト法解除による森林地の流動化・樹木の販売という政策を実行するためには、国王の森林の広さや価値などの正確な把握が必要であり、そのために行われた調査（「1612年のシーザー提言」「1621年のノーデン提言」などの前提となった調査）は国王資産の実態を明らかにし、その後の森林経営に益するところが大きかった。30年代のフォレスト拡大・エア裁判所の復活強化は、科料収入を目指したものであったが、賃貸契約の近代化とともに森林地と樹木の保全という「予期せぬ成果」をもたらした。フォレスト法の厳正な拡大適用が、環境保護という「皮肉な成果」をもたらしたのである。⁶⁷⁾ フォレスト法の厳正適用が森林地の私的乱開発を抑制することで、森林地内にシカが激増し（とりわけウィンザーにおいて）、その弊害の苦情が出されたことも「予期せぬ成果」で

65) 後見権収入が反発が大き割に収益が乏しかった点について、酒井『混合王政と租税国家』88-90頁参照。「庶子的収入」のうち船舶税は財政的に成功した事例であるがその政治的コストはことのほか大きかった。前掲酒井『船舶税』参照。

66) Pettit, *op. cit.*, p.92; Sharpe, *op. cit.*, p.120.

67) Morrison, *op. cit.*, 194. ただ、前述の通り、ディーン・フォレストにおける国王の収入目的による40年の対ウィンター契約に見られるように、王立海軍にあてられるべき木材がフォレスト内の私有の鉄工所用燃料に大量に消費されてしまうという乱伐の弊害もあった。

前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大

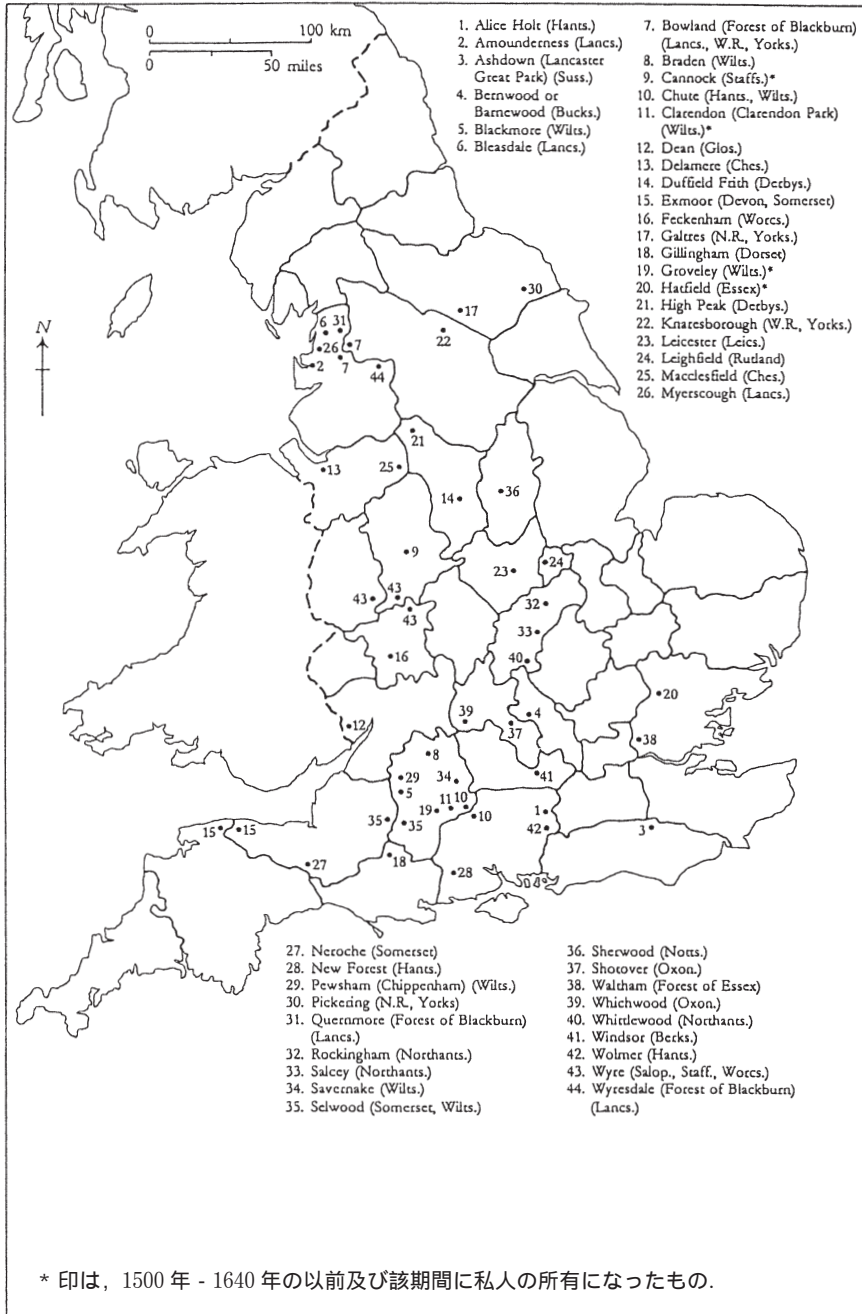
あった。またフォレスト法の厳正な拡大適用がそれだけフォレスト役人に不当な役得取得の機会を与えたこともそうであった。

フォレスト法解除は、ジェームズ1世によってためらいがちに開始され、チャールズ1世によって広く実行された。さらにチャールズは、フォレスト法の適用拡大という逆方向の政策を新たに導入した。両方向とも、「狩猟」から「収入」への重心移転を軸とする財政封建制の展開であった。「収入」という「意図した成果」は貧しいものであったが、前期スチュアート期のフォレスト政策は、フォレスト法解除にしるフォレスト法拡大にしる、各層からの執拗な反発を惹起したことが最大の「予期せぬ成果」であった。「遠方のフォレスト」のフォレスト法解除では、共同権を喪失するフォレスト住民＝共同権保有者が強く反発し、とりわけ西部諸州で反乱にまで発展した。「留保されたフォレスト」の拡大とフォレスト法の厳正適用による、富裕な地主層への科料賦課は負担感とともに屈辱感を与えた。前期スチュアート期のフォレスト政策の二側面は、それぞれ異なる地域と階層から不満と反発を招いたのである。イングランド西部・北部のより小さなフォレストは、狩猟と樹木の価値の低い「遠方のフォレスト」とされフォレスト法解除による森林地の流動化・売却が行われて、共同地は国王・領主・住民の3者の間で分割された。フォレスト住民にとって、失った共同放牧権に比して配分された土地は補償として過小であった。大きな配分地を得た国王と領主は積極的に囲い込みを進め、フォレスト住民は、フォレスト法解除に反発して囲いの破壊などの行動に出た。一方、イングランド中部・南部のより大きなフォレストは「留保されたフォレスト」とされ、加えて中世的な境界が復活されてフォレストが拡大された。同時に森林裁判所エアが復活強化されフォレスト法の厳正な適用がなされ、富裕な地主に対してそれまでの既得権益を「権利の乱用」として科料を課した。

西部・北部と中部・南部の二つの地域において、フォレストの縮小と拡大という背反的な政策が行われ、それぞれが、貧者と富者、共同権保有者と富裕な地主層 (commoners と gentlemen) から強い反発を受けた。二つの性格の異なる反発が連動して国王政策に対する批判を強めればどうなるか。40年の短期・長期議会の召集から42年の内乱突入にいたる激動のなかで、国王のフォレスト政策への反発がもっていた意義は少なくないと思われる。

(2009年1月16日)

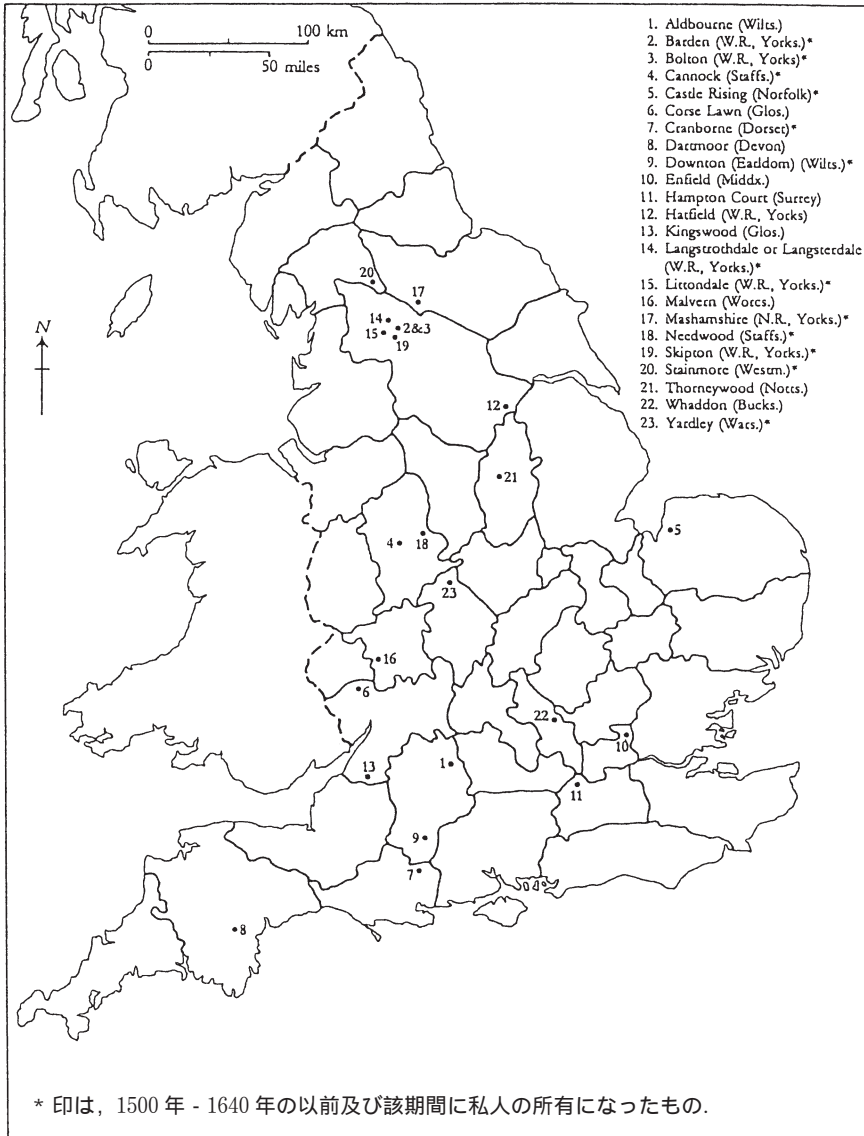
付図1 1500年 - 1640年のイングランドのフォレスト



出所 ; R. B. Manning, *Hunters and Poachers*, (1993) p. 118

前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大

付図2 1500年 - 1640年のイングランドの狩猟場



出所 ; R. B. Manning, *Hunters and Poachers*, (1993) p. 119

Summary

Disafforestation and Reafforestation in Early Stuart England

The early Stuart had adopted fiscal feudalism in order to overcome its financial difficulties. Its forest policy was made to be one branch of fiscal feudalism, and the interest in royal forest was changed from 'recreation (game)' to 'revenue'. The forest policy had the dual elements. The one was 'disafforestation of the remote forest' in the north and west of England, which divided forest into three parts among Crown, manor lords and commoners. Crown and lords enclosed, sold and improved their great allotments, but commoners got only small parcels in compensation for their loss of common rights. Commoners raised riots against 'disafforestation' in the west of England. The other was 'reafforestation (+afforestation) of the reserved forest' in the midland and south of England. The reserved forest were extended by reviving the ancient medieval forest laws and long extinct forest boundaries. Crown prosecuted and fined strictly the wealthy landlords for infringing laws within the reafforested and newly afforested areas. The landowners protested and resisted the fines of the forest court (Eyre). The two distinct forest policies, 'disafforestation' and 'reafforestation', were enforced in the each two parts of England and raised the two types of opposition against the royal forest policy. Two kinds of opposition were united and reinforced, and in the event became one of the causes of Puritan Revolution.